



# 熊本県公報

号外第19号

平成22年6月18日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 登 載 依 頼

- 参議院議員通常選挙における選挙人名簿の登録基準日等及び在外選挙人名簿に係る縦覧の期間……………(選挙管理委員会) 1
- 定時登録における直接請求の連署基準数……………( // ) 1
- 定時登録における直接請求の連署基準数……………( // ) 1

## 登 載 依 頼

### 熊本県選挙管理委員会告示第28号

平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項及び同法第23条第1項の規定に基づき行う選挙人名簿の登録基準日等、同法施行令(昭和25年政令第89号)第23条の11第2項の規定に基づき行う在外選挙人名簿に係る縦覧の期間は次のとおりである。

平成22年6月18日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

- 1 選挙人名簿の登録基準日等
  - (1) 被登録資格の決定の基準日 平成22年6月23日  
(ただし、年齢については平成22年7月11日)
  - (2) 登録日 平成22年6月23日
  - (3) 縦覧期間 平成22年6月24日  
(午前8時30分から午後5時まで)
- 2 在外選挙人名簿に係る縦覧の期間  
平成22年6月24日  
(午前8時30分から午後5時まで)

### 熊本県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項の規定に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成22年6月18日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

その総数の50分の1 29, 821  
その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 315, 171

### 熊本県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成22年6月18日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

選挙区名  
 熊本市選挙区 155, 459  
 八代市・八代郡選挙区 40, 545  
 人吉市選挙区 9, 792  
 荒尾市選挙区 15, 549  
 水俣市選挙区 7, 721

玉名市選挙区	19, 246
天草市・天草郡選挙区	28, 099
山鹿市選挙区	15, 830
菊池市選挙区	14, 099
宇土市選挙区	10, 248
上天草市選挙区	8, 963
宇城市選挙区	17, 243
阿蘇市選挙区	8, 046
合志市選挙区	14, 342
下益城郡選挙区	11, 163
玉名郡選挙区	12, 623
鹿本郡選挙区	8, 280
菊池郡選挙区	17, 473
阿蘇郡選挙区	11, 371
上益城郡選挙区	24, 834
葦北郡選挙区	7, 202
球磨郡選挙区	16, 764